

| 1件目 | | |
|------------------------|---|--|
| 行動計画案 5頁 団体数 | 現況の団体数ですが、なぜ、野底小学校内で行なっている放課後子ども教室とマーペー学童クラブの子供達が一緒に活動していることは、一体型と認識されていないのでしょうか？教育委員会としても、把握していますよね？ 野底小の放課後子ども教室は、規定外として扱われているのでしょうか？ | 一体型の活動には、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の両団体で共通したプログラムを実施する必要がありますが、実施を希望する際には、担当課と調整するとともに、学校等を含む関係者間の会議で活動内容を協議し、その内容を事業計画に盛り込む必要があります。 野底小学校の放課後子ども教室・マーペー学童については、活動の実施にあたり、計画が確認できないため、一体型として計上しておりません。 |
| 行動計画案 8頁22行 | 小学校敷地外に整備とありますが、小学校の隣接地という文言を入れたらどうでしょうか？ | 小学校の隣接地も小学校敷地外であることから、記載はそのまま小学校敷地外の設置とさせていただきたいと考えています。 |
| 行動計画案 8頁14行 (追加) | 国から出されている新放課後子ども総合プランですが、全体の8ページ目、別紙の6ページにある「5 市町村の体制、役割等 (1)運営委員会の設置」の項目がありますが、石垣市の新プランには盛り込まれていないようです。8頁14行に、「地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。」と入れてください。 ※放課後子ども総合プラン策定委員会と、常設の運営委員会とは全く違います。運営委員会に、地域の人や、サポート一、放課後子ども支援員、保護者なども入ったほうがいいと思います。 | 運営委員会につきましては、国的新・放課後子ども総合プランに設置が示されておりますが、地域の実情に応じ運営委員会に代わりえる既存の組織等をもって代替することも可能とするとあります。 事務局としましては、現在、放課後子ども教室や地域学校協働活動等の運営・実施において設置しています「石垣市学校・家庭・地域の連携協力推進事業合同運営委員会」に放課後児童クラブの代表等を加え、運営委員会の代替としたいと考えております。 |
| 行動計画 全体 | 教育委員会のいきいき学び課が、事務局だからと、肝心な放課後児童クラブの受け皿拡大のことも入っていないですし、放課後子ども教室を民間活力を活用しても作っていかなくては、という内容のものも、この新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画（案）には見出せません。 せめて、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の事 | ・放課後児童クラブの受け皿拡大の点につきましては、8頁 3) 課題及び対応策の(1)受入児童数の拡大について述べさせていただいております。 ・放課後子ども教室の民間活力の活用については、現在全ての放課後子ども教室は保護者や地域の皆様の支え・協力のもと実施しておりますので、民間活力について活用できているものと認識しております。 ・運営委員会の設置に関してのご意見につきましては、前述の行動計画案8 |

| | | |
|--|---------------------------------------|-------------------------|
| | 業の実施の検討の場としての「運営委員会」の設置を行動計画に入れてください。 | 頁14行の箇所のご意見と同じ回答といたします。 |
|--|---------------------------------------|-------------------------|

| 2件目 | | |
|------------|--|---|
| 行動計画 全体 | <p>(使用可能教室の確保・整備)</p> <p>学校敷地以外の場所で新たに施設を建設することは可能ではないか。市有地・県有地・国有地・など、市町村が運営主体であれば国からの施設整備補助金が活用できると思いますので、空いている土地を有効活用してほしい。</p> <p>登野城小学校区域</p> <p>1 大川幼稚園 閉鎖予定の為、耐震工事を実施して運営団体を公募する。</p> <p>2 大川公民館 家賃補助事業を活用し、運営団体を公募し、自治体と協力して運営してもらう。</p> <p>3 周辺の空き地を購入して施設を建設し、運営団体を公募する。</p> <p>4 現在、民間事業者が運営する放課後児童クラブと学校敷地内のクラブの利用料の格差を是正するために、民間事業者が負担している施設整備・管理費用（家賃・駐車場代・送迎車両リース料）等の補助事業を活用する。</p> <p>5 新規で放課後児童クラブを開設する民間事業者への開設費用補助金を活用する。</p> <p>6 利用者の視点から考慮すると、利用したいが利用料が高くて利用できない状況である。そこで、生活保護世帯はもちろん、ひとり親世帯・非課税世帯・多子世帯・特別な配慮を要する児童に対する、利用料の助成制度の策定を検</p> | <p>放課後児童クラブの設置につきましては、8頁(3)課題及び対応策の(3)使用可能教室の確保・設置において、「石垣市小学校放課後使用可能教室等活用指針」に基づき、学校と協議の上、学校運営に支障のない範囲で、学校施設の活用を行うとともに、小学校敷地外での設置も視野に入れ進めるとしているところです。</p> <p>1～7のご要望につきましては、放課後児童健全育成事業を進めていくための参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>討すべきと思います。</p> <p>7 市のホームページだけでなく、広報誌、ライン・フェイスブック・インスタグラム等での放課後児童クラブの募集案内を掲載し、周知を図ってほしい。（ホームページの放課後児童クラブの掲載ページにたどり着けない・・・）</p> | |
|--|---|--|

| 3件目 | | |
|------------|--|---|
| 行動計画 全体 | <p>働く保護者にとってだけでなく子ども自身にとっても放課後児童クラブの存在はとても大きいと思います。</p> <p>家庭と学校と学童の役割は、それぞれ異なっているが、そのことを理解したうえで、それぞれが、それぞれの立場で努力することも必要になってくるし、こうした共通認識のもと三者が連携していく仕組みづくりが大事だと思う。</p> <p>（重要！！）</p> <p>いじめや虐待といった子どもを取り巻く環境が、社会問題となって深刻化していく中で、子どもの居場所となるべき学童の環境改善、支援員研修も含め充実した取り組みが必要不可欠です。</p> <p>学童を必要とする子ども達が全て受入れてもらえるように早急な整備をお願いします。</p> | <p>放課後児童クラブの設置につきましては、8頁 3)課題及び対応策の(3)使用可能教室の確保・設置において、「石垣市小学校放課後使用可能教室等活用指針」に基づき、学校と協議の上、学校運営に支障のない範囲で、学校施設の活用を行うとともに、小学校敷地外での設置も視野に入れ進めるとしているところです。</p> <p>また、質の向上につきましても、同頁(4)人材の確保に記載しておりますように、放課後児童支援員については、専門的知識が必要なことから、認定資格研修及び市が実施する放課後児童支援員等資質向上研修を今後も実施し、質の向上に取組んでまいります。</p> |